

議案第102号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第4項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第8条第16号中「道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界」を「道路の区域」に改める。

別表第5、別表第11及び別表第19中

「		「		
	95,800円		97,600円	
	126,500円		128,900円	
	108,200円		110,200円	
	151,200円		154,000円	
	120,600円		122,800円	
	175,900円		179,100円	
	132,900円		135,300円	
	200,600円	を	204,300円	に改める。
	150,800円		153,600円	
	239,700円		244,100円	
	190,100円		193,600円	
	318,300円		324,200円	
	321,500円		327,400円	
	584,700円		595,500円	
」		」		

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条の4第4項の改正規

定の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務等に係る手数料を改定するとともに、道路の区域の明示の手数料を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市手数料条例 (抄)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 省 略

2-3 省 略

4 第2項に規定する審査において、建築基準法第87条の2に規定する建築設備 (以下「建築設備」という。)に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、第87条の4

これらの規定による手数料の額 (第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあつては、第1項第1号又は第2号の規定による手数料の額) に、当該審査1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額 (磁気ディスク等による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額) を加えた額とする。

(その他の事務に係る手数料)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)-(15) 省 略

(16) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界の明示 省 略
道路の区域

(17)-(24) 省 略

別表第5 (第7条の4関係)

区 分		額
床 面 積	審査方法	
200平方メートル以下	省 略	<u>95,800円</u> <u>97,600円</u>
	省 略	<u>126,500円</u> <u>128,900円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	省 略	<u>108,200円</u> <u>110,200円</u>
	省 略	<u>151,200円</u> <u>154,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	省 略	<u>120,600円</u> <u>122,800円</u>

	省 略	<u>175,900円</u> <u>179,100円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	省 略	<u>132,900円</u> <u>135,300円</u>
	省 略	<u>200,600円</u> <u>204,300円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	省 略	<u>150,800円</u> <u>153,600円</u>
	省 略	<u>239,700円</u> <u>244,100円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	省 略	<u>190,100円</u> <u>193,600円</u>
	省 略	<u>318,300円</u> <u>324,200円</u>
50,000平方メートル超	省 略	<u>321,500円</u> <u>327,400円</u>
	省 略	<u>584,700円</u> <u>595,500円</u>

備考 省 略

別表第11（第7条の5関係）

区 分		額
床 面 積	審査方法	
200平方メートル以下	省 略	<u>95,800円</u> <u>97,600円</u>
	省 略	<u>126,500円</u> <u>128,900円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	省 略	<u>108,200円</u> <u>110,200円</u>
	省 略	<u>151,200円</u> <u>154,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	省 略	<u>120,600円</u> <u>122,800円</u>
	省 略	<u>175,900円</u> <u>179,100円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	省 略	<u>132,900円</u> <u>135,300円</u>

	省 略	<u>200,600円</u> <u>204,300円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	省 略	<u>150,800円</u> <u>153,600円</u>
	省 略	<u>239,700円</u> <u>244,100円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	省 略	<u>190,100円</u> <u>193,600円</u>
	省 略	<u>318,300円</u> <u>324,200円</u>
50,000平方メートル超	省 略	<u>321,500円</u> <u>327,400円</u>
	省 略	<u>584,700円</u> <u>595,500円</u>

備考 省 略

別表第19（第7条の6関係）

区 分		額
床 面 積	審査方法	
200平方メートル以下	省 略	<u>95,800円</u> <u>97,600円</u>
	省 略	<u>126,500円</u> <u>128,900円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	省 略	<u>108,200円</u> <u>110,200円</u>
	省 略	<u>151,200円</u> <u>154,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	省 略	<u>120,600円</u> <u>122,800円</u>
	省 略	<u>175,900円</u> <u>179,100円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	省 略	<u>132,900円</u> <u>135,300円</u>
	省 略	<u>200,600円</u> <u>204,300円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	省 略	<u>150,800円</u> <u>153,600円</u>

	省 略	<u>239,700円</u> <u>244,100円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	省 略	<u>190,100円</u> <u>193,600円</u>
	省 略	<u>318,300円</u> <u>324,200円</u>
50,000平方メートル超	省 略	<u>321,500円</u> <u>327,400円</u>
	省 略	<u>584,700円</u> <u>595,500円</u>

備考 省 略